

「子ども・子育て支援事業計画」における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の変更（追記）について

1 変更経緯

令和 8 年度より、国が、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を創設することに伴い、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」が、令和 7 年 9 月 29 日に改正されました。

改正内容としては、市町村子ども・子育て支援事業計画において、基本的記載事項（必須記載事項）として、下記の事項を位置づけることが追加され、令和 8 年 4 月 1 日から適用されることとなったものです。

2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関して、「子ども・子育て支援事業計画」に位置づけが必要な事項

（1）乳児等通園支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

⇒ 既に現計画に位置づけ有り。

（2）乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項

※乳児等通園支援事業が満 3 歳以上の児童を対象としていないことを踏まえた、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携に関する事項

⇒ 現計画に位置づけ無し。

3 今回の「子ども・子育て支援事業計画」の変更（追記）について

「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項」について、現計画に位置づけが無いため、次のとおり変更（追記）するものです。

4 変更（追記）案

【変更場所】

狭山市こども計画（P101）

第4章 子ども・子育て支援事業

第3節 子ども・子育て支援事業の推進

1. 就学前の教育・保育の一体的提供と地域子ども・子育て支援事業の推進について

（1）教育・保育の一体的な提供の推進

【現在の内容】

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進として、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ認定こども園への移行が進められています。認定こども園については、本市では5園が移行しています。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることを念頭に、保護者の就労支援の観点だけではなく、こどもの最善の利益を第一に考え、現在の幼稚園や保育所が提供している教育・保育の質を維持又はさらに向上させることや施設における地域の子育て支援の実施を踏まえ、既存施設の意向を尊重しながら、教育・保育の一体的な運営の支援を進めます。

【変更（追記）案】※上記に続けて追記する文

また、全てのこどもの育ちを支援する乳児等通園支援事業については、教育・保育施設との連携や情報共有を図るための体制を整えるとともに、支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行が図られるよう、幼稚園等の満3歳児クラスの活用を促進します。